

公益社団法人全日本墓園協会

役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本墓園協会（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、この法人の役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報 酬 の 支 給)

第3条 この法人は、常勤役員及び特別な職務を執行した非常勤役員には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表1「常勤役員報酬額表」に基づき、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 特別な職務を執行した非常勤役員に対する報酬は日額とし、10,000円を支給する。
- 4 特別な職務とは特別会員である代表理事及び監事が法人の運営のために行う職務をいう。
- 5 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって、役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬に含めて支給できるものとする。
- 6 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 7 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 8 前第1項及び第6項第7項の規定について、常勤役員が事務局長を兼ねる場合は、職員

として職員給与規程を適用し、この規程を適用しない。

（役員報酬の支給と控除）

第4条 役員報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象とする給与規程に準ずる。

（日割計算）

第5条 常勤役員が、月の途中で就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

（退職慰労金）

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者には、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、在職1年ごとに、別表2「常勤役員退職慰労金の算出要項」に定める算式により算出される額とする。

3 非常勤役員については、第1項から第2項に準じて取り扱うものとする。

（費用）

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

（非常勤役員に対する交通費等の支給）

第8条 非常勤役員が片道100キロメートルを超えて理事会及び定時総会等の会議に出席したとき、または特別会員である非常勤役員が理事騎亜及び定時総会等の会議に出席したときは、別表3に定める交通費実費相当額を支給するものとする。ただし、同日に併せて法人の運営のための職務を行った場合であっても、第2項の交通費実費相当額はこれを支払わないものとする。

2 理事会及び定時総会等の会議出席以外の日において、非常勤役員が片道100キロメートルを超えて法人の運営のための職務にあたった場合、または特別会員である非常勤役員が法人の運営のための職務を行った場合は、別表3に定める交通費実費相当額を支給するものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第 10 条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 5 月 25 日より改正する。
3. この規程は、令和 2 年 5 月 27 日より改定する。
4. この規程は、令和 6 年 5 月 31 日より改定する。

(別表 1) 常勤役員報酬額

番 号	役 職	年間報酬額
1	理 事 長	700 万円以内
2	専務理事	600 万円以内
3	理 事	500 万円以内

(別表 2) 常勤役員退職慰労金の算出要項

1. (1) 1 年毎の退職慰労金の算出は、年間報酬見込額の 1/12 とし、1 万円未満は切り上げとする。なお、年間報酬見込額は別表 1 を基準とする。
(2) 算出時に在職期間が 1 年未満の場合は、前項で算出した金額の在職月数/12 とし、1 万円未満は切り上げとする。
2. 退職慰労金は、退任後 1 ケ月以内に一括して支払う。

(別表 3) 非常勤役員の交通費実費相当額の支給基準

(単位：円)

距離	非常勤役員（往復）
1,000km 以上	100,000
800km 以上 1,000km 未満	60,000
600km 以上 800km 未満	50,000
400km 以上 600km 未満	30,000
200km 以上 400km 未満	23,000
100km 以上 200km 未満	15,000
100km 未満	支給しない

(注) 特別会員の交通費実費相当額には日当を含む